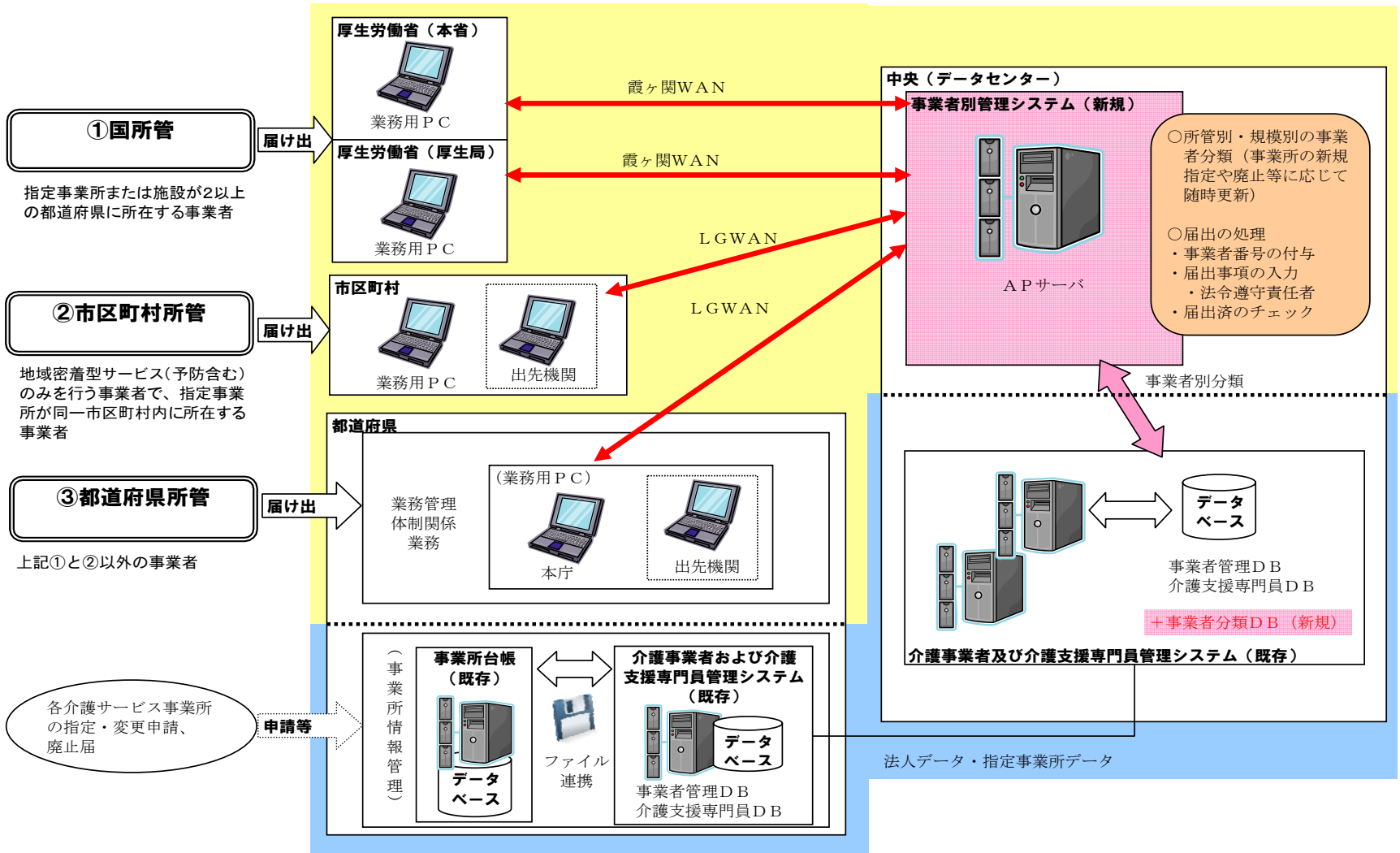


業務管理体制データ管理システム（仮称）概要図



※届出管理表の活用

(システム運用開始までの暫定期間(5月～9月)使用)

○ 届出管理表とは

- エクセル表形式で作成した事業者届出状況の管理を行うもの
- システム運用開始(10月予定)するまでの間の暫定使用
- システム運用開始にあたっては、当該データをシステムに移管し活用

【届出事項の入力等】

- 1 届出事項の確認(整備の基準、届出先区分等)
- 2 事業者(法人)番号の付与
- 3 届出管理表に届出事項等を入力
 - ① 事業者(法人)番号
 - ② 届出(変更)年月日
 - ③ 法令遵守責任者名
 - ④ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
 - ⑤ 業務執行状況の監査の方法の概要

※ ④、⑤は該当する事業者であり、届出済みのチェックを付す。

業務管理体制確認検査指針

I 検査等の実施に当たっての基本的考え方


検査の目的

- 指定取消事案などの不正行為の未然防止。
- 介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図る。
- ※ 業務管理体制は、事業者が自ら整備・改善するものという前提で実施

検査の視点

- 事業者の規模等に応じた適切な業務管理体制が整備されているか。
- 指定事業所の指定取消処分相当事案発覚の場合は組織的関与の有無を検証（連座制の適用判断）。
 - ① 現状を的確に把握
 - ② 客観的に問題点を提示
 - ③ 事業者の理解や認識を確認

問題点については、事業者自ら改善を図るよう意識付け。



必要に応じ行政上の措置

関係機関の十分な連携

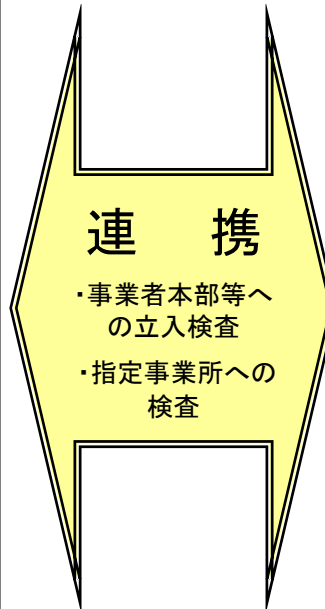
特に、立入検査を実施する場合は、当該事業所等の指定等権限を有する指導監督部局及び関係する都道府県、市町村の指導監督部局とも十分連携し、効率的かつ効果的な検証方法の選択に努める。

介護サービス事業者の 業務管理体制の監督機関

区 分	立入検査等 実施機関
① 指定事業所又は施設 が二以上の都道府県 に所在する事業者	厚生労働大臣
② 同一都道府県内に指定 事業所又は施設が所 在する事業者	都道府県知事
③ 地域密着型サービス (予防含む)のみを行う 事業者で、指定事業所 が同一市町村内に所在 する事業者	市町村長

指定介護サービス事業所等 の指導監督機関

区 分	指導・監査 実施機関
① ・指定居宅サービス事業所 ・指定居宅介護支援事業所 ・指定介護予防(支援)事業所 ・介護保険施設	都道府県知事 (市町村長)
② 地域密着型サービス (予防含む)指定事業所	市町村長



検査等の実施に際しての基本原則

1 介護サービス利用者、国民視点の原則

介護保険制度は、40歳以上の国民から集めた保険料と公費で成り立っている公的な性格がきわめて強い制度。利用者保護と介護保険事業の健全かつ適正な運営のため、介護サービス利用者及び国民の立場に立ち、業務管理体制の実態を検証しなければならない。

2 補強性の原則

適切な業務管理体制を整備しているかどうかの説明責任はあくまで事業者自身にあり、検査担当部局は、これを検証する立場。

他方、それが、事業者の業務管理体制の強化につながり、事業者自身の改善に向けた取組みを促進するように配慮しなければならない。

この観点から、検査等では、事実を的確に把握し、客観的に問題点を指摘したうえで、事業者の主張を十分に聴取し、その理解や認識を確認するプロセスを重視する。

3 効率性の原則

検査等は、事業者の内部監査機能の活用や指導監督部局と十分な連携を行いつつ、効率的に実施する。

内部監査、監査役等の監査機能の有効性を的確に評価し、可能な限りその活用に努めなければならない。

また、事業者の規模・法人種別等に応じ機動的な実施に努めなければならない。

4 実効性の原則

検査等は、事業者の介護保険業務の健全性及び適正性の確保につながるよう事業者が抱える問題点を的確に把握しなければならない。

5 プロセスチェックの原則(※)

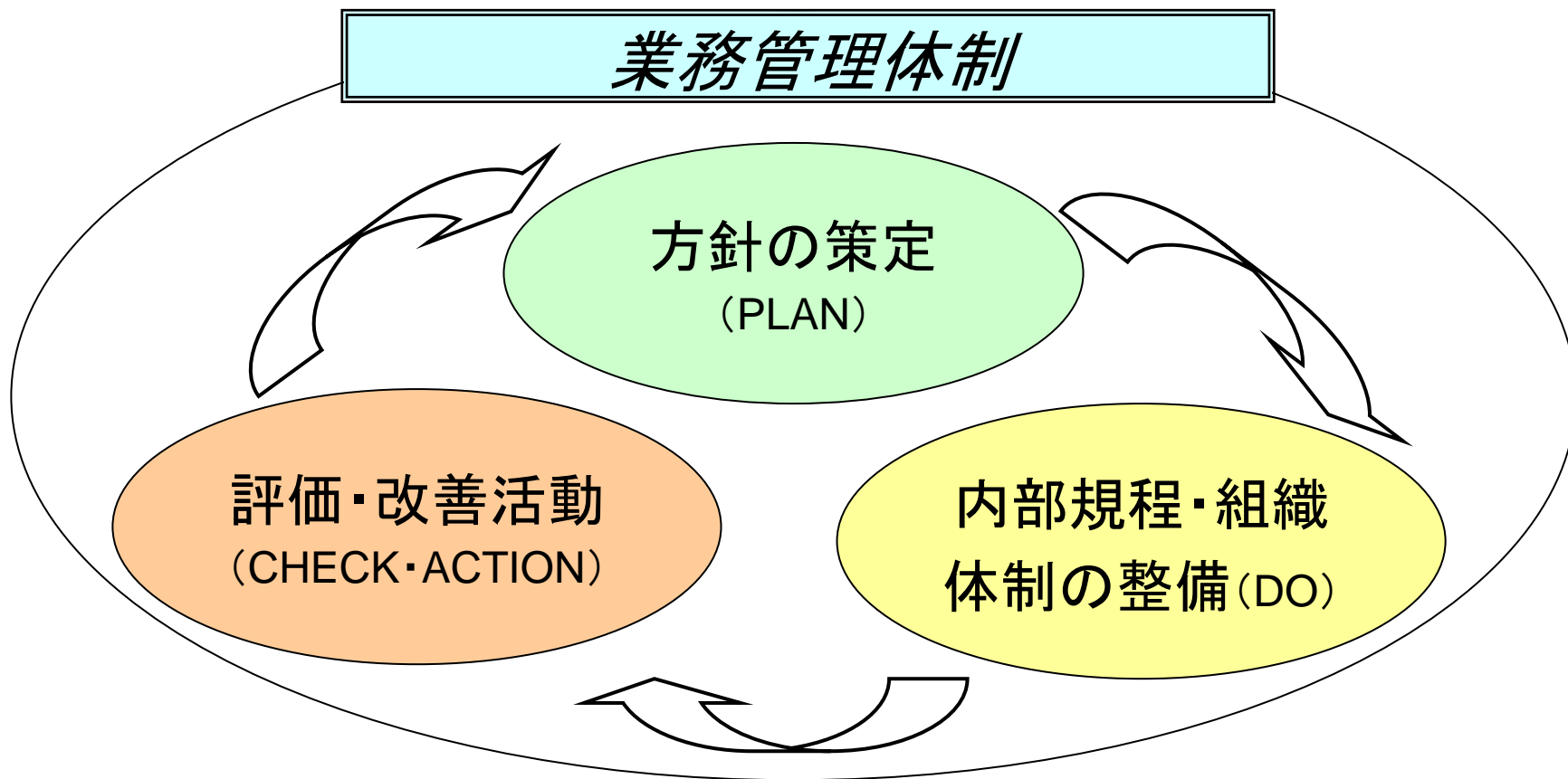
検査等の実施に当たっては、事業者の業務管理体制に関して、そのプロセス・チェックに重点を置いて検証。

ただし、業務管理体制に重大な懸念がある場合には、プロセス・チェックの観点からも指定事業所等の個別事案の検証が重要であることに留意する。

(※)一連のプロセスに重点を置いた検証

PDCAサイクルを組み合わせた体制(態勢)整備のプロセスを確認

①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善活動の一連の過程が適切に行われ、これが有効に機能しているか。



検査等の実施に際しての検査担当職員の心得

1 公正・公平な検査の実施

法律に基づいた権限行使であることを自覚し、公正・公平な検査の実施に努めなければならない。

2 法に定める適正な手続

適正な手続きを確保するとともに、法律の目的に照らして必要のない点にまで検査に及んでいないか不断に問い直さなければならない。

3 信頼性の醸成

検査は信用と信頼が最も大切な要素であることを自覚し、綱紀・品位及び秘密保持の徹底、穏健冷静な態度で相手方と双方向の議論に努めなければならない。

4 自己研鑽

介護サービス業務に関する法令、確認検査実施に当たっての考え方等を正しく理解し、介護サービスに関する知識や検査実務の習得に努めなければならない。

Ⅱ 検査等の実施手続等

一般検査

届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的に実施する。

- ① 法令遵守責任者の役割及びその業務内容
- ② 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容
- ③ 業務執行の状況の監査の実施状況及びその内容

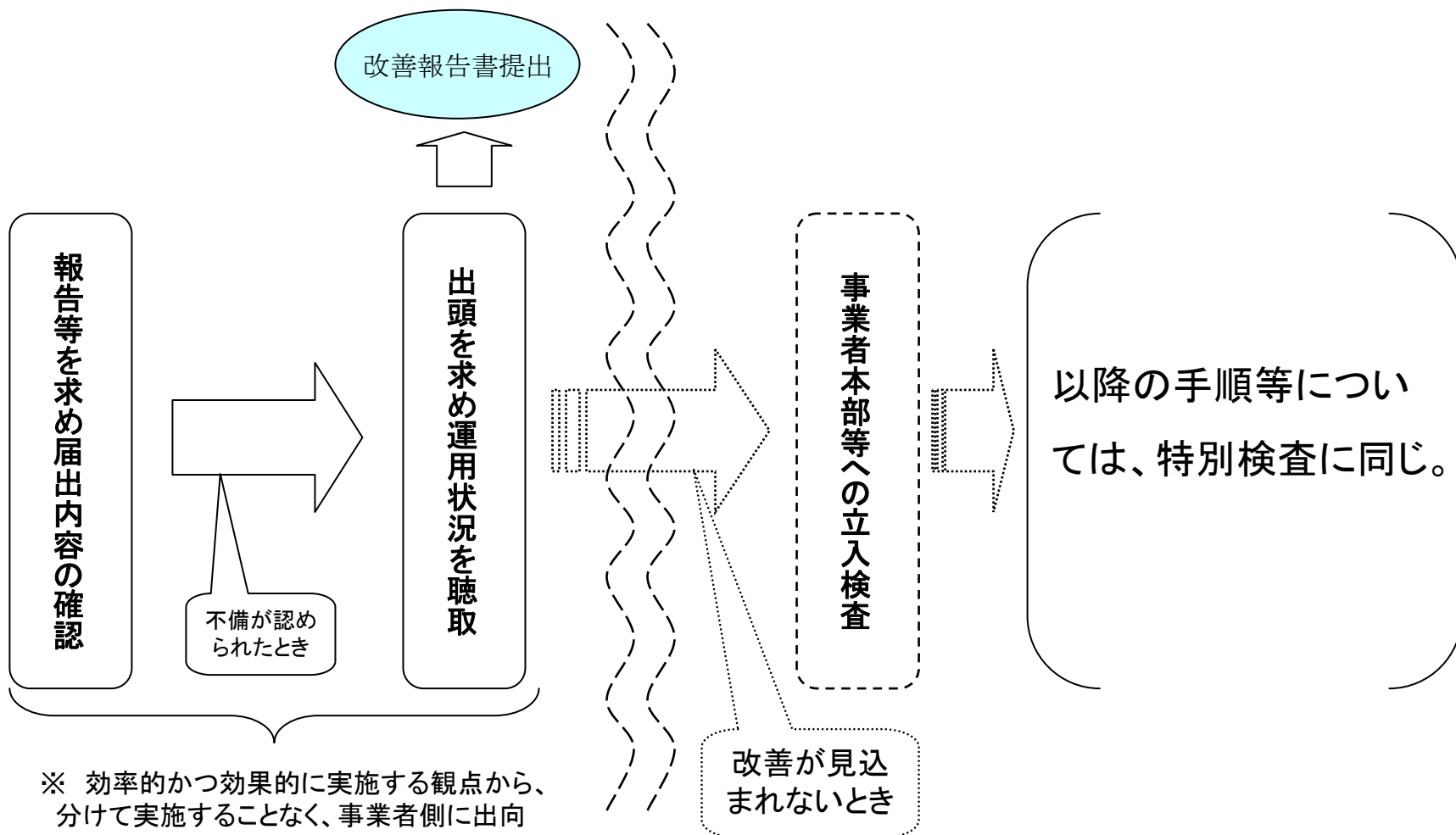
(注) ②、③については該当する事業者。

特別検査

指定介護サービス事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合に実施する。

- ① 業務管理体制の問題点を確認し、その要因を検証
- ② 指定等取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証

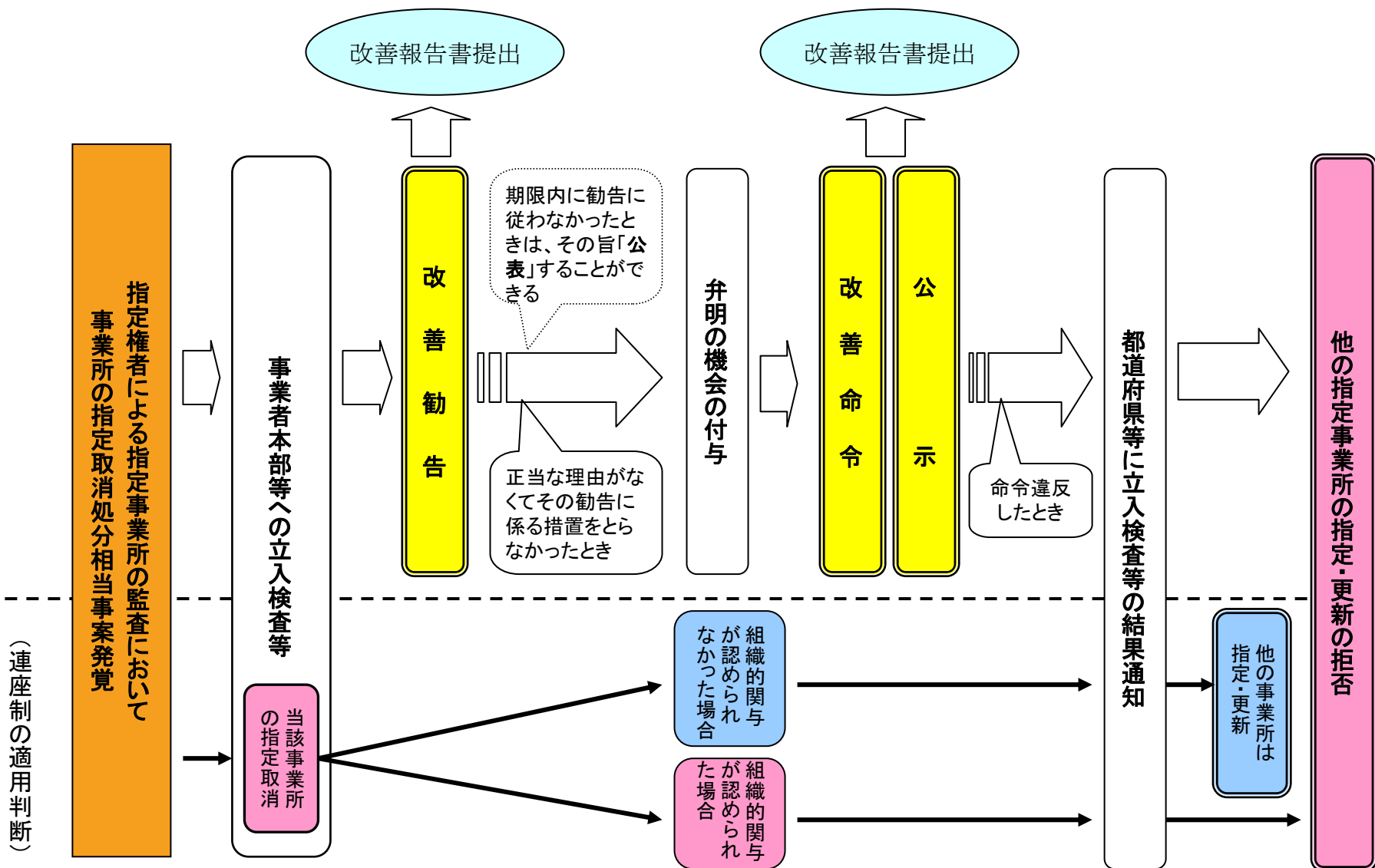
【一般検査】(届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的に実施)



※ 効率的かつ効果的に実施する観点から、分けて実施することなく、事業者側に出向き報告等を聴取することは差し支えない。

ただし、これは報告の徴収等であり立入検査ではないことに留意する。

【特別検査】(指定介護サービス事業所の指定取消処分相当事案が発覚した場合に実施)



(別添)「業務管理体制(法令等遵守態勢)確認検査実施に当たっての考え方」について

本書の目的

- 検査担当職員が検査を実施するに当たって、業務管理体制に係る検査とはどのようなことをするものなのか理解を促進させるため、検証のポイントを示し、そのポイントを具体的にどのように確認するのか例示したものであり、検査業務の参考に資することを目的としたもの。

留意事項

- 本書は、大規模な事業者(会社法上の監査役(会)設置会社である事業者)において、事業者が求められる(求める)であろう理想的な業務管理体制を想定し、それを前提に検査における確認の視点を具体的に詳細な事項にまで踏み込んで例示したもの。

- したがって、
 - ① この例示が検査を実施するに当たって、どの事業者にもそのまま当てはまるものではないこと
 - ② 事業者における業務管理体制の実態は、事業者の規模、法人種別等により当然異なるものであることに十分留意すること。
- また、外形的な部分のみに着眼するのではなく、事業者内において法令等遵守をどのように周知させ実行しているか、そのプロセス、本質的な部分(例えば、一事業者一法人のような小規模事業者であれば、①経営者(トップ)の意識、②法令等遵守を履行するための取り組み、③自己評価の方法 等)を確認するものであることを理解し、本書を活用されたい。